

水戸市告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年9月10日

水戸市長 高橋 靖

記

- 1 都市計画の種類
 - 道路（8・7・7号 内原駅南北自由通路線）
 - 道路（8・7・8号 内原駅北側自由通路線）

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - 8・7・7号 内原駅南北自由通路線
 - 追加する部分
 - 水戸市 内原町一丁目の一部
 - 水戸市 内原町字桧宮，字前方の各一部

 - 8・7・8号 内原駅北側自由通路線
 - 追加する部分
 - 水戸市 内原町一丁目の一部

- 3 縦覧場所
 - 水戸市都市計画部都市計画課

水戸・勝田都市計画道路の変更

(水戸市決定)

平成 30 年度

水戸市

水戸・勝田都市計画道路の変更（水戸市決定）

都市計画道路に8・7・7号内原駅南北自由通路線ほか1路線を次のように追加する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|----------|--------|----------------|--|--------------|--------------|--------------|------|------|------|----------------------|----|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 特殊 街路 | 8・7・7 | 内原駅 南北自由通路線 | 水戸市 内原町 字桧宮 | 水戸市 内原一丁目 | 水戸市 内原一丁目 | 約 90 m | 地表式 | — | 4.0m | JR常磐線と立体 交差 | |
| | 立体的な範囲 | | 水戸市内原町字桧宮，字前方，水戸市内原一丁目において，立体的な範囲を定める。 | | | | | | | | |
| | 8・7・8 | 内原駅 北側自由通路線 | 水戸市 内原一丁目 | 水戸市 内原一丁目 | 水戸市 内原一丁目 | 約 60 m | 地表式 | — | 2.5m | — | |

「区域，構造及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理由

内原地区の拠点機能及び交通結節機能の強化と地域住民の利便性の向上等を図るため，8・7・7号内原駅南北自由通路線ほか1路線を追加するものである。

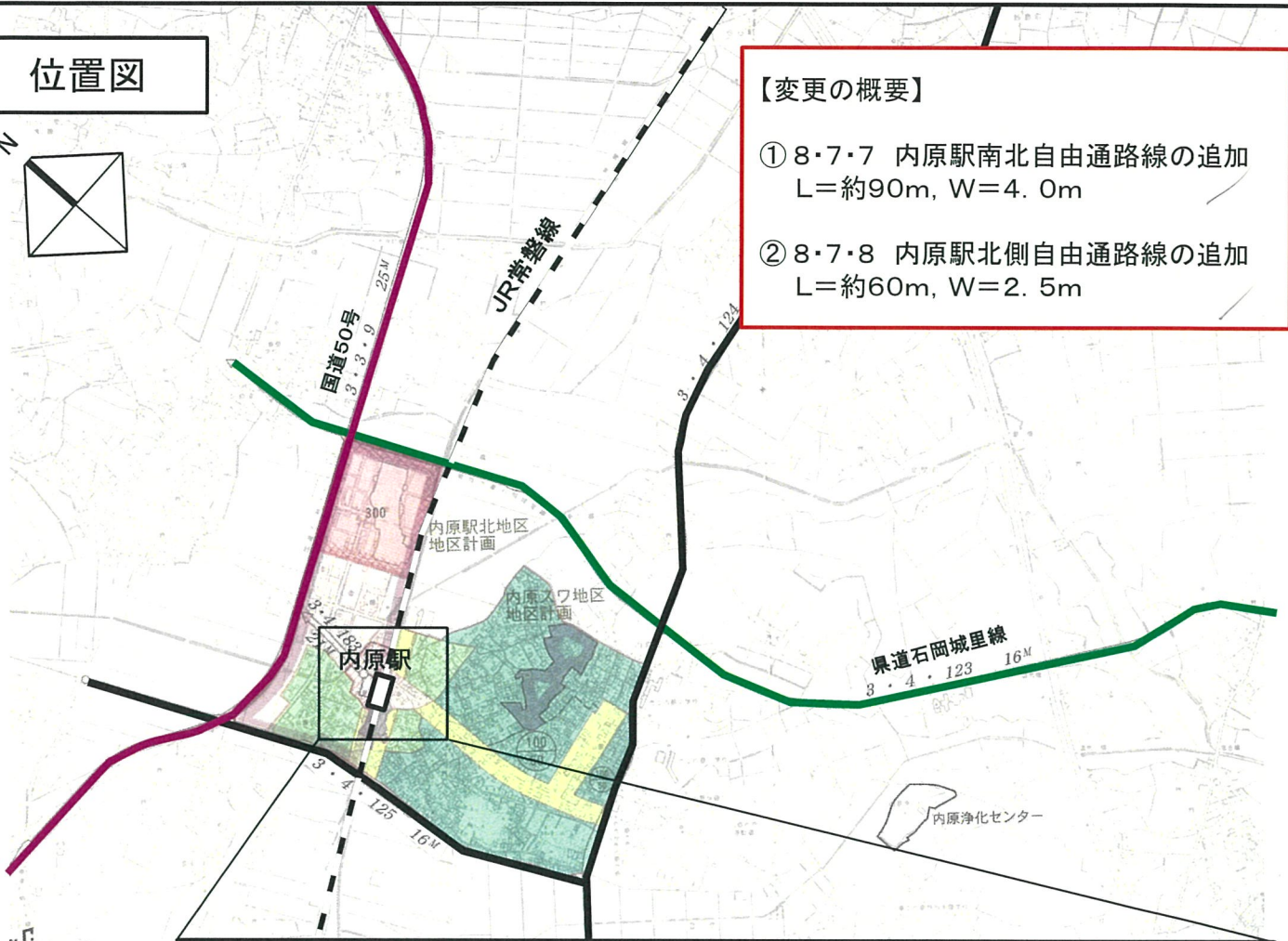
水戸・勝田都市計画 道路の変更(水戸市決定)

位置図

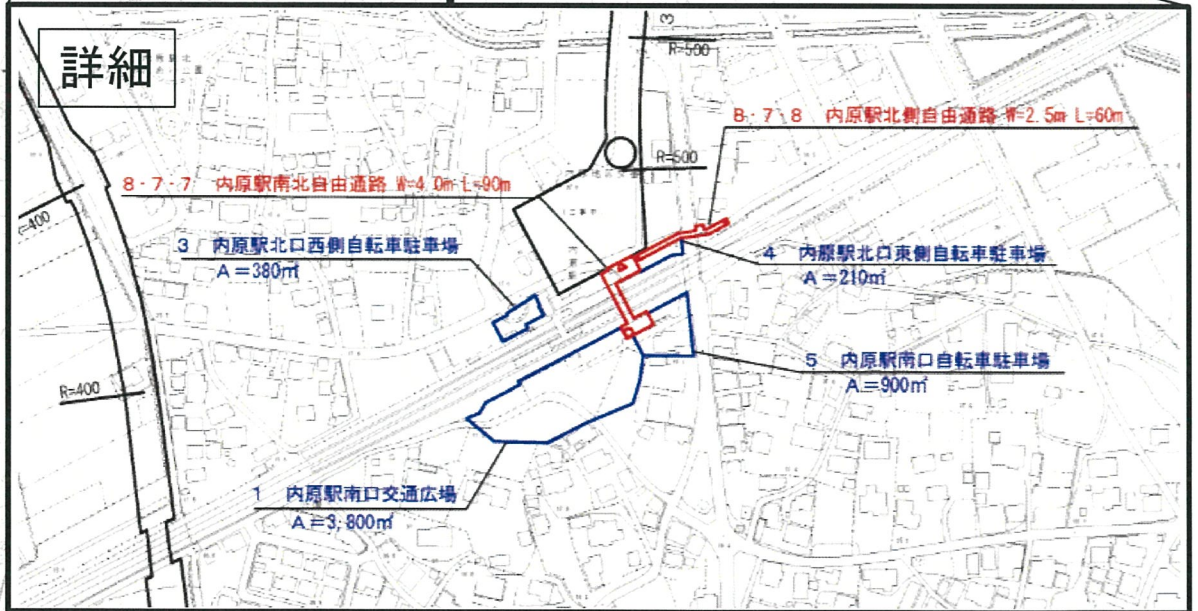


【変更の概要】

- ① 8・7・7 内原駅南北自由通路線の追加
L=約90m, W=4.0m
- ② 8・7・8 内原駅北側自由通路線の追加
L=約60m, W=2.5m



詳細



【変更理由】

内原地区の拠点機能及び交通結節機能の強化と地域住民の利便性の向上等を図るため、本案のとおり都市計画道路を追加するものである。